

- 1 ユニバーサルサービスをあまねく全国で確実に提供し、郵便・物流サービスのスピードと質の向上並びにかんぽ生命商品の営業の推進、地域住民のニーズに応えた商品の提供及び地域拠点の活用に努めること。
- 2 感染症流行時や災害時の対応、サイバーセキュリティ対策等を適切に行いつつ、グループ全体の業務継続の確保に努めること。
- 3 委託先企業との価格交渉や価格転嫁について、積極的に協議・相談に応じ、適正な条件での契約により業務を実施するとともに、社員の勤務環境の改善に努めること。
これら及びサービスの安定提供と品質向上の実現に向け、デジタル化等の重点分野への投資や経営の効率化、サービス提供条件の見直しを行い、収益力を強化すること。
サービス提供条件の見直しに際しては利用者に十分周知し混乱が生じないようにすること。
- 4 郵便局ネットワークを活用し、マイナンバーカードの普及・活用の促進や行政サービス窓口としての役割等、郵便局を軸とした公共性の高い取組や郵便局を活用した地方活性化に積極的に取り組むこと。
- 5 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号）の改正により郵便局で取扱可能な事務にマイナンバーカードの交付等に係る事務が追加された場合に向けた準備を確実に実施すること。

- 6 日本郵便が取得・保有するデータについて、個人情報 of 適切な取扱やセキュリティの確保を前提としつつ、公的分野などでの新たな活用に向けた検討を行うこと。
- 7 DXの推進及びデジタル田園都市国家構想の実現に資する取組等のデジタル社会の進展に向けた取組を推進し、新たな成長分野の構築を進めること。
- 8 障害者雇用、女性の活躍推進及び男性育休取得の更なる推進等のワークライフバランスの確保等のダイバーシティの推進への取組を更に進めること。
- 9 「2050年カーボンニュートラルの実現」に向けた環境問題への取組等を積極的に実施すること。
- 10 グループ各社と連携し、かんぽ生命保険の不適正募集問題をはじめとする近年の不祥事案を踏まえ、業務改善計画の着実な実施及び再発防止策の徹底等により、国民・利用者の信頼の着実な回復及びコンプライアンスの徹底に努めること。
- 11 感染症の流行の状況や国際情勢の変化を踏まえつつ、国際郵便の輸送力の安定的な確保や税関当局との連携の維持・強化を通じて、引き続き国際郵便サービスの安定的かつ円滑な提供を図ること。